２０２４年　　月　　日

公立大学法人北九州市立大学　所属長様

企業名

代表者

北九州市立大学学術コンサルティング申込にあたっての確認書

以下の留意事項を確認し、学術コンサルティングの申込みをします。

【留意事項】

「学術コンサルティング制度」は、依頼者様の幅広い課題・要望に対し、北九州市立大学の教職員が助言や指導、新事業の創出支援、技術調査、課題解決を行う新たな産学連携制度です。以下の内容を確認の上、当該制度の申込をお願いします。

* 原則として知的財産が発生しないこと。
* 学術コンサルティング料により取得した機器、設備その他の物品の所有権は、北九州市立大学に帰属すること。
* 提供した学術コンサルティング内容について北九州市立大学の製造物責任、保証責任等に関する免責条項を設けること。
* 学術コンサルティングを根拠に北九州市立大学の名称、略称、コミュニケーションマーク等を、製品の広告目的その他いかなる目的にも使用できないこと。（※事前の書面による同意が必要です。）
* 本制度は、学術的なアドバイスであり、国家資格のうち、業務独占資格及び名称独占資格に該当する業務の申し込みはできないこと。

（参考：業務独占資格及び名称独占資格の例）

|  |  |
| --- | --- |
| 業務独占資格 | 名称独占資格 |
| 弁護士  公認会計士  司法書士  行政書士  税理士  建築士  宅地建物取引士　等 | 栄養士  理学療法士  保育士  技術士  中小企業診断士　等 |